

財政援助団体等監査結果に係る
措置状況報告書

(令和3年2月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第10号

令和3年2月25日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

松尾武

同

岡修一郎

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

社会福祉法人東大阪市 社会福祉協議会	1
-----------------------	-------	---

福 祉 部	4
-------	-------	---

(用語の定義)

協議会：社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会

五条老人センター：東大阪市立五条老人センター

角田総合老人センター：東大阪市立角田総合老人センター

高井田老人センター：東大阪市立高井田老人センター

各老人センター：上記3老人センター

協定書：各老人センターの管理に関する協定書

指定管理委託料：各老人センターの管理に必要な経費

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年12月16日

3. 監査結果に関する報告

平成31年2月12日監報第10号 監査結果報告書

4. 監査の対象

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会

1 指定管理業務と委託業務の区分について

市と協議会は、各老人センターの指定管理業務に加え、複数の委託契約を締結している。

ところで、協議会が受託した指定管理業務と委託業務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 指定管理業務と委託契約により実施する業務の双方に従事する者の人件費が、業務ごとに按分されず、すべて指定管理委託料から支払われているもの。
- (2) 委託業務の事業報告を指定管理業務の事業報告書に重複して記載するなど、指定管理業務と委託業務が混同されているもの。

措置内容

措置済
(1) 担当部局と協議した結果、令和2年度より業務ごとに按分された人件費が予算として計上されましたので、各々から支出してまいります。
(2) 平成30年度の事業報告書より訂正しました。

2 備品の管理について

指定管理業務で使用するために市が協議会に無償で貸し付ける備品（以下「管理物品」という。）は、協定書第7条第1項別紙3に規定されている。

ところで、当該管理物品について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 別紙3の管理物品の内容が更新されず、別紙3に記載されている現物が存在しないなど、実態と相違しているもの。
- (2) 協定書第7条第4項に規定する管理物品の計画的な実地棚卸が行われていないもの。
- (3) 協定書の仕様書において、管理物品に係る廃棄等の異動については、定期的に市に報告しなければならないと規定されているものの、口頭での報告となっているものや報告が行われていないもの。
- (4) 協定書の仕様書において、管理物品は市の財務規則で定められた物品の分類に従い、その保管に係る備品を保管、整理するよう規定されているが、同規則第193条に規定する備品整理票等の貼付がないまま使用、保管されているもの。
- (5) 角田総合老人センターにおいて、指定管理委託料で購入された車両の所有権が当センターになっているもの。

措置内容

措置済
(1) 管理物品の精査を担当部局と協議した上で行い、実態にあった管理物品台帳に更新しました。
(2) 協定書第7条第4項に規定する管理物品の計画的な実地棚卸が行われていないことにつきましては、年2回（半年ごと）計画的に棚卸を行っております。
(3) 管理物品に係る廃棄等の異動について定期的に報告がなされていないことにつきましては、平成31年4月より月次報告書により報告を行うよう訂正しました。
(4) 管理物品につきましては、備品整理番号をとり管理物品台帳に記載し、物品に番号を記載したシールを添付するなど訂正しました。
(5) 指定管理委託料で購入された車両の所有権が東大阪市となっていないものにつきましては、変更手続きを行い、適切に訂正しました。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年12月18日

3. 監査結果に関する報告

平成31年2月12日監報第10号 監査結果報告書

4. 監査の対象

福祉部

福祉部

福祉企画課【現：地域福祉課】

協議会団体補助金交付事務について

当課では、協議会に関係する社会福祉諸団体に対し、活動の育成、援助等を行い、地域福祉をより効果的に推進するため、協議会団体補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、協議会に対し補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 当該補助金は、市から協議会に交付されたのち協議会からの助成金として各団体に交付されている。

ところで、協議会には助成金交付の主体であるという認識はなく、市と各団体の橋渡しをしているのが現状である。実績報告についても、各団体の書類を協議会が市に提出しているが協議会において精査は行われていない。また、各団体は市の直接の補助金交付先でないため、市が効果検証のため調査をする際に制約を受けると考えられる。

当該補助金に対する協議会の役割について市と協議会で再度整理を行い、適正な事務執行に努められたい。

- (2) 要綱第 5 条において、補助金の交付の対象となる経費は、事業運営に係る事務費及び事業費の中で市長が適当であると認めた範囲の額とすると規定されているものの、具体的な経費まで規定されていない。

補助金の交付対象とする経費を明確にされたい。

措置内容

措置済

- (1) 令和 2 年度から、各社会福祉諸団体への直接補助に切り替えております。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日をもって協議会団体補助金交付要綱を廃止しました。令和 2 年度からは、社会福祉諸団体ごとに制定した補助金交付要綱にもとづき、対象経費を明確にしたうえで補助金を交付しております。

高齢介護課

1 指定管理業務に係る協議事項について

当課では、各老人センターの管理運営に係る課題や要望等について、協議会と随時協議を行い、円滑な管理運営に向けた指導等を行っているとしている。

ところで、これらの協議については、議事録等が作成されておらず、協議事項、協議日時、協議の内容と結果等は書面での確認ができない状態となっている。

今回の監査においては、市から貸与している管理物品の管理や活用、指定管理委託料による車両購入に係る所有権を始め、指定管理業務を実施していく上での課題が散見されており、適正な管理監督の実施のうえ、協議記録を作成し、議事内容の共有化を図りたい。

措置内容

措置済
平成31年4月より、会議終了後に協議記録を作成し、各老人センターに共有しています。

2 備品の管理について

指定管理業務で使用するために市が協議会に無償で貸し付ける備品（以下「管理物品」という。）は、協定書第7条第1項別紙3に規定されている。

ところで、当該管理物品について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な管理が行われるよう、助言、指導されたい。

- (1) 別紙3の管理物品の内容が更新されず、別紙3に記載されている現物が存在しないなど、実態と相違しているもの。
- (2) 協定書第7条第4項に規定する管理物品の計画的な実地棚卸が行われていないもの。
- (3) 協定書の仕様書において、管理物品に係る廃棄等の異動については、定期的に市に報告しなければならないと規定されているが、口頭での報告となっているものや報告が行われていないもの。
- (4) 協定書の仕様書において、管理物品は市の財務規則で定められた物品の分類に従い、その保管に係る備品を保管、整理するよう規定されているが、同規則第193条に規定する備品整理票等の貼付がないまま使用、保管されているもの。
- (5) 角田総合老人センターにおいて、指定管理委託料で購入された車両の所有権が当センターになっているもの。

措置内容

措置済
(1) 令和元年8月に実地棚卸を行い、備品一覧を作成済みです。
(2) 令和元年8月に実地棚卸を行い、以降半年ごとに棚卸を実施しています。
(3) 平成31年4月より、備品の移動があれば、月次報告書で報告を受けています。
(4) 令和元年8月に、備品整理票を貼付済みです。
(5) 平成31年3月に、所有権を東大阪市に変更済みです。

3 指定管理運営状況の評価について

指定管理導入施設の管理運営状況については、1年に1回所管課による内部評価（以下「評価」という。）が行われ、ウェブサイトでも公表されている。評価はモニタリングシートを用い、評価項目毎に「○」、「△」、「×」を付す3段階評価となっている。

ところで、平成29年度のモニタリングシートにおいて、市は協議会の備品管理に係る不備を指摘しているにもかかわらず、備品管理の評価項目を「△」と評価している。実地調査の際に評価を「△」にした根拠を質問したところ、担当者から、評価では基本的に「×」を付していないとの回答があった。

評価が形骸化していることは明らかであり、評価の重要性を再認識し、適正な評価を行われない。

措置内容

措置済
各センターの実施状況を受けて、適正な評価を行っています。